

# 現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: 道路改築工事

## 工 程

### 1 他工事等との調整 (対象 有)

- 1 本工事で発生するトンネル掘削ズリの搬出先となる日浦残土処理場の造成工事を別途発注予定である。そのため、ズリ搬出の開始時期や日々の搬入量について、他工事(造成工事)と工程調整および安全協議が必要である。

### 2 施工の制限(対象 無)

### 3 作業時間帯(対象 無)

### 4 工事履行報告書(対象 有)

監督員が工程を把握し必要に応じて工事促進の指示を行う必要があるため、設計図書に基づき工事履行報告書を作成するものとする。

### 5 その他(対象 無)

## 用地 関係

### 1 ブロック製作ヤード(対象 無)

### 2 仮置ブロック(対象 無)

## 支 障 物 件

受注者は、工事着手前に必ず工事施工箇所の支障物件について確認し、監督員に「支障物件確認書(現場着手時)」を提出し、監督員の確認を受けた後、工事に着手すること。

### 1 支障物件の事前調査(対象 無)

### 2 支障物件の撤去(対象 無)

### 3 立木の置き場所(対象 無)

### 4 その他(対象 無)

## 公 害 対 策

### 1 事業損失防止対策(対象 無)

### 2 濁水処理(対象 有)

工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとしその工法については、設計図書によるものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員と別途協議するものとする。

### 3 低騒音型・低振動型建設機械(対象 有)

本工事は低騒音型・低振動型建設機械の使用を見込んでいる。なお、これによりがたい場合は監督員と協議するものとする。

### 4 六価クロム溶出試験(対象 無)

## 安 全 対 策

### 1 交通安全施設等(対象 有)

# 現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: 道路改築工事

交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

## 2 交通誘導警備員(対象 有)

本工事の交通誘導警備員は次のとおり見込んでいる。なお、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

必要日数	510日
交通誘導警備員B	3830人(交替要員無し)

## 3 足場通路等からの墜落防止措置(対象 有)

高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

## 4 建設用防護管(対象 無)

### 建設副産物

#### 1 建設発生土の利用(対象 無)

#### 2 建設発生土の搬出(対象 有)

本工事の建設発生土については、次に掲げる工事等に搬出することを見込んでいる。なお、受入側との協議等で搬出が困難な場合は、監督員と協議するものとする。

工事名等	日浦残土処理場
箇所又は住所	徳島県美馬郡つぎ町貞光字日浦187番地他
運搬距離	L=2.5km
作業時間帯	8:30~17:00

工事名等	横野残土処理場
箇所又は住所	徳島県美馬郡つぎ町貞光字長谷151番地他
運搬距離	L=4.6km
作業時間帯	8:30~17:00

#### 3 再生利用のための建設副産物の搬出(対象 有)

- 1 受注者は、本工事の施工により発生する次の建設副産物について、再資源化を行うため産業廃棄物中間処理許可施設(再資源化施設)へ搬出すること。また、搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、建設副産物の搬出前に受入場所・条件等について、監督員と協議するものとする。
- 3 自己処理を希望する場合は、監督員と協議するものとする。
- 4 受入先との協議の結果、再資源化が困難である場合は、監督員と協議するものとする。

	コンクリート塊	アスファルト塊	木材	汚泥	その他
対象物	○	○		○	

#### 4 最終処分のための建設副産物の搬出(対象 無)

# 現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: 道路改築工事

- 5 建設汚泥の自工事現場内における再生利用(対象 無)
- 6 建設汚泥の中間処理方法等(対象 無)
- 7 建設汚泥処理土の利用(対象 無)
- 8 建設汚泥処理土の搬出(対象 無)
- 9 剥ぎ取り表土の利用(対象 無)
- 10 一般廃棄物の搬出(対象 無)
- 11 根株等の利用(対象 無)
- 12 根株処理工の出来高の算出(対象 無)

## 工 事 用 道 路

- 1 工事用道路等の補修(対象 有)

残土搬出等に伴い、現道補修および防塵処理等の必要が生じた場合には、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

## 仮 設 備

- 1 床掘(対象 無)
- 2 鋼矢板等の打込引抜工法(対象 無)
- 3 仮設防護柵工(対象 無)
- 4 仮締切り(土留)(対象 無)
- 5 鋼矢板二重締切(対象 無)
- 6 水替施設(対象 無)
- 7 異常出水の処置(対象 無)

## そ の 他

- 1 図面の電子納品(対象 有)

本工事で提供する発注図面は、CADデータ(SFC形式)であるため図面を電子納品の対象とする。なお、発注図面については次のとおりである。

CAD製図基準に準拠していない。

- 2 標準断面図板設置の省略(対象 無)

※(対象 無)の場合は、標準断面図板の設置が必要である。

- 3 しゅん工標設置の省略(対象 無)

※(対象 無)の場合は、しゅん工標の設置が必要である。

# 現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: 道路改築工事

## 4 施工計画書(対象 有)

受注者は、徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-5の規定に基づき、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

※受注者は、当該項目の対象の有無に関わらず、低入札価格調査制度の低入札価格調査基準価格を下まわって落札した工事(低入札工事)においては、施工計画書を監督員に提出しなければならない。

## 5 同一の場所において施工する工事同士の現場代理人の兼務(対象 無)

※現場代理人の兼務については、同一の場所において施工する工事同士の兼務のほか、仕様書に記載された要件を全て満たす場合についても兼務を認めている。

## 6 三者会議※(対象 有)

本工事は、三者会議対象工事とする。

三者会議の開催は、工事着手前に実施し、施工条件の変更等の問題が生じた場合には必要に応じ、監督員と協議を行って、複数回開催することができる。

※「三者会議」とは、発注者と受注者と設計者の三者が一堂に会することにより、設計者の意図や施工上の留意点を受注者に的確に伝え、設計図書と現場との整合性を確認協議することにより、工事施行の円滑化と品質の確保を図ることを目的とし実施する。

なお、基礎杭や大規模仮設等専門性の高い工種を伴う工事では、施工者に専門工事業者(下請)の主任技術者を加え会議を実施する。

また、地質構造の複雑な箇所、地形の変化が大きい箇所等、特に地質情報の不確実性が高い現場における工事や地質技術者が参画することで当該工事の品質確保が図られると認められる工事では、地質技術者を参加させ会議を実施する。

## 7 コンクリートの単位水量の測定(対象 有)

受注者は、次の表に示す工種について単位水量測定を所定の回数実施し、単位水量の管理シートを作成するものとする。

工種	配合	使用量	測定回数	
覆工コンクリート	18-15-40(高炉)	9054	182	重要構造物 50m <sup>3</sup> 毎に1回
インパートコンクリート	18-8-40(高炉)	2571	52	重要構造物 50m <sup>3</sup> 毎に1回
坑門本体工	24-12-25(20)(高炉)	143	3	重要構造物 50m <sup>3</sup> 毎に1回
舗装工 コンクリート舗装	4.5-2.5-40	934	19	重要構造物 50m <sup>3</sup> 毎に1回
舗装工 コンクリート舗装	18-8-25(20)	178	4	重要構造物 50m <sup>3</sup> 毎に1回
重力式擁壁	18-8-40	37	1	各構造物 150m <sup>3</sup> 毎に1回
もたれ式擁壁	18-8-40	12	1	各構造物20m <sup>3</sup> 未満のため1回又は品質照明等
		合計(回)	260	

## 8 セメント・モルタル吹付(対象 有)

本工事に使用するコンクリートまたはモルタルは、次の配合条件を満足するものとする。また、受注者は品質・配合について、施工前条件等がわかる資料を提出して、監督員の承諾を得なければならない。

<モルタルの場合>

設計基準強度	水セメント比	単位セメント量	フロー値	空気量
18N/mm <sup>2</sup>	60%以下	400kg/m <sup>3</sup> 以上	120mm程度	4%程度

# 現場説明書(令和7年10月1日以降適用)

工事名: 道路改築工事

## <コンクリートの場合>

設計基準強度	水セメント比	単位セメント量	スランプ	空気量
18N/mm <sup>2</sup>	60%以下	360kg/m <sup>3</sup> 以上	2cm以下	4%程度

### 9 水抜孔(対象 有)

本工事の水抜孔は次表を標準とする。

材料	管径	設置間隔	備考
VP管	65mm	3m <sup>2</sup> に1箇所	

### 10 種子吹付(対象 無)

### 11 植栽樹木の植え替え義務(対象 無)

### 12 使用材料の品質、規格、性能等(対象 無)

### 13 LED道路・トンネル照明灯の品質、規格、性能等(対象 無)

### 14 使用材料の品質規格等(製品名表示)(対象 無)

### 15 県産木材の使用(県産木製型枠以外)(対象 無)

### 16 新技術の活用について(対象 無)

### 17 アスファルト舗装工事(施工途中の交通開放)(対象 無)

### 18 橋梁修繕工事(伸縮装置取替)(対象 無)

### 19 各種様式

各種様式については、下記徳島県ホームページよりダウンロードすること。

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7220049/>

# 現場説明書

特記事項 6

## 公害対策

### 1 作業時間 対象 有・対象 無

1. 本工事において、発破掘削を適用しており、公害対策上から火薬使用の時間帯等、監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
2. 車道舗装および打換工については、〔昼間〕施工を予定している。

### 2 事業損失防止対策 対象 有・対象 無

〔振動・騒音〕調査については、現在見込んでいないため、周辺地域等に影響を及ぼさないように十分配慮するものとし、それに対する処置を監督員の指示により実施する場合がある。

### 3 濁水処理 対象 有・対象 無

トンネル濁水処理設備を設けるものとし、施工に先立ち濁水処理に関する施工方法についての施工計画書を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。

なお、処理条件は次のとおりである。

1. 濁水処理後（放流水）の浮遊物質量（SS） 25mg/L 以下
2. " の水素イオン濃度（pH） 6.5～8.5
3. 主たる形式 機械処理沈殿方式 濁水処理能力 30m<sup>3</sup>/h 級及び 60m<sup>3</sup>/h 級を予定している。  
ただし、異常湧水等により処理水量が濁水処理能力を超える場合は、濁水処理設備能力について監督員と協議を行い実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
4. 処理剤 宮平トンネル：無機系凝集剤(PAC) 30,050kg、高分子凝集剤 901kg、炭酸ガス 26,466kg を予定しているが、実施にあたっては上記 1、2 を満たす最低限の濁水処理剤を試験結果により決定する。
5. 凝集剤の品質 無機系凝集剤(PAC)；日本工業規格（JIS K1475）  
高分子凝集剤；日本水道協会（JWWA K163-2019）  
上記以外の凝集剤を使用する場合は、使用する凝集剤の溶出試験結果が「土壌の汚染に係る環境基準」を満足すること。
6. 処理期間 トンネル掘削開始から掘削完了まで。  
必要に応じて覆工期間中も計上可能なため、監督員と協議を行って、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。  
汚泥は建設副産物 産業廃棄物の搬出 で指定する場所へ搬出すること。  
トンネル濁水処理については次表にしたがい管理測定を行うものとする。

管理測定事項	頻度	摘要
処理水量	常 時	自動記録計による
濁水処理後（放流水）の SS		
濁水処理後（放流水）の pH		
濁水処理前（原 水）の SS	2 個／回	採取日時及び場所等については監督員の指示による
濁水処理前（原 水）の pH	2 回／月	

# 現場説明書

特記事項 7

## 4 環境アセスメント 対象 有・対象 無

水質汚濁防止法で定める特定施設を設置する事業場のうち、次の条件を全て満たす事業場は瀬戸内海環境保全特別措置法対象の事業場となる。

なお、それ以外の事業場は水質汚濁防止法の対象の事業場となる。

1. 瀬戸内法適用区域であること  
＜徳島県の区域のうち、海部郡（美波町赤松地区を除く。）を除いた区域＞
2. 1日当たりの最大排水量が50m<sup>3</sup>以上
3. 特定施設を有していること  
（201人以上500人以下のし尿浄化槽のみを有する事業場を除く。）
4. 下水道終末処理場でないこと
5. し尿処理施設のみを設置する場合、地方公共団体が設置者でないこと

水質汚濁防止法の届出と瀬戸内海環境保全特別措置法の許可の手続きには、主に2つの違いがある。

- 1) 瀬戸内海環境保全特別措置法の許可では、環境に及ぼす影響に関する事前評価書の添付が必要です。
- 2) 手続きに要する期間が異なります。
  - ・水質汚濁防止法の特定施設の設置届出及び特定施設の構造等変更届は、原則として工事着工の60日以上前に届出する必要がある。
  - ・瀬戸内海環境保全特別措置法の特定施設設置許可及び特定施設の構造等の変更の許可では、数ヶ月以上の期間を要する他、許可が下りるまでは工事をすることはできない。

本工事箇所は、瀬戸内法適用区域に該当することから、環境に及ぼす影響に関する事前評価書の添付（許可の手続き）を行う必要がある。

## その他

### 1 工事中電力に関する事項 対象 有・対象 無

1. 本工事の工事中電力については、設計時ではすべて商用電力を採用している。
2. 商用電力を使用する為、実際に使用する主要施工機器を用いてフリッカ対策の要否を再検討すること。検討を行った結果、フリッカ対策の必要が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。
3. 本工事に使用する工事中電力については、あらかじめ計画書を監督員に提出し、その承諾を得て四国電力(株)と需給契約を締結し、関係官公署への申請手続き等を行わなければならない。
4. 電気設備の設置、維持管理及び撤去にあたっては、「電気業法」、「電気設備技術基準等」及びその他の関係法令や規則等に準じて行われなければならない。
5. 本工事の電力使用に伴い、始動時における瞬時電圧降下をさけるため、同時起動を行わないようにインターロック機構を付けるものとする。
6. 請負者は、電力供給者が示す条件及び請負者が使用する機器において、主要施工機器以外においてもフリッカ抑制対策について、対策方法及び性能等の検討を行い、電力供給者及び監督員と協議するものとする。
7. 現積算では、フリッカ抑制装置は見込んでいないが、請負者が使用する機器の容量で検討した結果、フリッカ対策の必要が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。
8. 装置の設置に先立ち、規格、性能及び費用等監督員が求める資料を作成し、提出するものとする。

# 現場説明書

特記事項 8

## 2 トンネル掘削 対象 有・対象 無

1. トンネル掘削方式は発破掘削方式とし、補助ベンチ付全断面工法及び上下半同時併進工法（上半先進ベンチカット工法）による掘削工法を採用したNATMとする。ただし、切羽の地質調査結果に基づく協議等により、監督員が掘削方式の変更（機械）を指示した場合の経費については、変更契約できるものとする。
2. 岩質判定及び補助工法の選定は、県と請負者で構成する（仮称）宮平トンネル工事検討委員会（以下「委員会」）を設置し、原則として道路トンネル技術基準（構造編）・同解説（案）「地山分類表」及び道路トンネル観察・計測指針により、計測工の資料、切羽の岩質状況、ハンマー打撃による割れ方、自立性等の立会状況から、総合的に判定するものとする。また、その他工法変更に係る重要な事項についても、委員会で総合的に判定するものとする。  
なお、岩質判定結果等の委員会決定事項については、関係する資料を取りまとめ、委員会報告書として、監督員に提出するものとする。
3. 請負者は、補助工法の施工に先立ち施工機械、材料、施工方法等についての施工計画書を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。

## 3 ずり出し 対象 有・対象 無

1. ずり出しにはダンプトラックを使用するものとする。

## 4 坑内吹付コンクリート 対象 有・対象 無

1. 請負者は、吹付コンクリートの施工に先立って混合方法、吹付け機械、吹付け方法等についての施工計画書を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。  
吹付コンクリートの品質基準は次のとおりとする。

材令 1 日における 圧縮強度 (N/mm <sup>2</sup> )	材令 28 日における 圧縮強度 (N/mm <sup>2</sup> )	粗骨材の最大寸法 (mm)	セメントの種類
$\sigma_{1=5}$ 以上	$\sigma_{28}=18$ 以上	15	普通ポルトランドセメント

\*吹付コンクリートの強度管理に用いる基準強度で吹付箇所における値である。

\*材例 1 日における圧縮強度の基準値は、プリアウト試験等により得られた引抜きせん断強度から強度推定する方法を用いてもよい。

2. 請負者は、監督員が指示した示方配合により使用する材料をもとに試験練及びモデル施工を行った上で現場配合を決定し、承諾を得なければならない。  
吹付コンクリートの配合は下表を標準とする。

(湿式) 吹付コンクリートの仕様 (1m<sup>3</sup> 当り)

強度	スランプ	セメント量	粗骨材 最大寸法
$\sigma_{28}=18$ N/mm <sup>2</sup>	10±2cm	普通ポルトランドセメント	15mm

3. 吹付プラント設備については、現場内に設置することを予定している。これによらない場合は監督員と協議の上、監督員の指示もしくは承諾を得なければならない。

# 現場説明書

## 5 ロックボルト及び先受けボルト [対象 有・対象 無]

1. 請負者は、ロックボルトの施工に先立ちロックボルト施工機械、施工方法等についての施工計画書を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。
2. 湧水等により通常の充填剤でロックボルトの定着が困難である場合には、注入急結材（無収縮混和剤）等の使用について協議できるものとし、その経費は変更契約できるものとする。

特記事項 9

## 6 補助工法について [対象 有・対象 無]

1. 注入式フォアポーリング、小口径長尺鋼管フォアパイリング（以下「補助工法」という。）については、原則、委員会の判定により必要とされた場合に施工することとする。  
なお、緊急に補助工法が必要となった場合には、監督員に了承を得た上で施工することとし、ただちに委員会を開催して承認を得ること。  
これらに要する経費については、変更契約できるものとする。
2. 請負者は、補助工法の施工に先立ち、施工機械、施工方法、使用材料、施工管理方法等についての施工計画書を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。
3. 補助工法に使用する注入材、注入量については、次の材料及び数量を計上しているため、使用前に監督員の承諾を得ること。また、現場状況によりその使用量に差異が生じた場合は、監督員と協議するものとし、その経費は変更契約できるものとする。

補助工法	注入材	数量	備考
注入式フォアポーリング	ウレタン系	30kg/本	D III a-2
小口径長尺鋼管フォアパイリング	ウレタン系	125kg/本	D I -b-F

4. 施工においては、次の各号に従って実施することとする。
  - 1) 注入にあたっては、注入速度、注入圧力及び注入時間を連続監視し、注入量との両方で管理を行い、地山の状況との対比ができるように、チャートが得られる流量管理装置を使用して記録するものとする。作業完了後は測定記録を提出すること。  
また、地山の状態によっては、間隙が少なく薬液が浸透しない場合や、間隙が多すぎて設定量で十分な改良効果が現れない場合もある。このような場合は、その効果を確認した上で、迅速に監督員と協議し、設定量の変更を検討するものとする。
  - 2) 注入圧力が急激に変化した場合は、速やかに注入を中止し、その原因を調査し適切な処置を講じること。
  - 3) 注入は、注入材が不必要に逸出しないよう注意した施工をすること。
  - 4) ウレタン注入材の使用に際しては、「山岳トンネル工法におけるウレタン注入の安全管理に関するガイドライン」（西日本高速道路株式会社 令和2年2月）等を参考にして、安全管理に留意すること。
5. 注入材の施工管理は次の各号により実施するものとする。
  - 1) 注入材の品質管理
    - ・試験成績表の提出。
    - ・施工前に監督職員立会いによる、硬化時間（ゲルタイム）の確認。
  - 2) 注入材の数量管理
    - ・注入材は、その納入数量を確認できる資料を提出すること。
    - ・注入材の納入時には、立会し納入伝票に氏名、日付をサインすること。
    - ・注入材空缶を検収し、注入数量の確認を行うこと。
  - 3) 水質管理（分析）

# 現場説明書

- ・ウレタン注入を施工する際には、注入による水質への影響のないことを確認するために、施工前、施工中、施工後に地下水の水質分析を、公的機関により行うこと。
- ・水質分析地点は、原則としてウレタン注入箇所直近のトンネル坑内において水質分析  
特記事項 10

を行うこととするが、地下水の流動状況も考慮し分析地点を決定すること。

- ・ウレタン注入に伴う水質分析の時期ならびに頻度は次のとおりとする。  
なお、水質管理については、上記第4の4)に記載の「山岳トンネル工法におけるウレタン注入の安全管理に関するガイドライン」(西日本高速道路株式会社 令和2年2月)等を参考にして、必要な措置を講ずることとし、その経費は変更契約できるものとする。

## 宮平トンネル

- ・重点項目

水質管理	注入開始前	2回(起終点坑口)
	注入作業中(毎日)	70回(起終点坑口)
	注入終了後	2回(起終点坑口)
	合計	74回(起終点坑口)

- ・精密項目

水質管理	注入開始前	2回(起終点坑口)
	注入作業中	2回(起終点坑口)
	注入終了後	2回(起終点坑口)
	合計	6回(起終点坑口)

## 4) 廃棄物処理

- ・注入材容器空缶処理については、監督職員と協議し廃棄物処理とする。

## 7 鋼製支保工 [対象 有・対象 無]

1. 請負者は、鋼製支保工の施工に先立ち、鋼製支保工のつなぎ材、寸法及び施工方法等についての施工計画書を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。

## 8 覆工 [対象 有・対象 無]

1. 請負者は、覆工の施工に先立ち、コンクリートの配合、型枠、コンクリートの打設方法等についての施工計画書を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。

## 9 坑門工 [対象 有・対象 無]

1. 請負者は、坑門工の施工に先立ち、型枠及びコンクリートの打設方法等についての施工計画書を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。

## 10 銘板工 [対象 有・対象 無]

1. 本工事に使用する材料については、次表の条件を標準とし、施工前に材料使用承諾願を監

# 現場説明書

督員に提出しなければならない。なお、トンネル名が確定し、文字数が変更となる場合は銘板寸法について変更対象とする。

名 称	備 考
トンネル銘板 ※トンネルの正式名称は未定	黒御影石（白抜き文字） 縦 600mm、横 3,000mm 厚 75mm （6文字を想定）

## 1.2 舗装 [対象 有・対象 無]

1. 請負者は、コンクリート舗装の施工に先立ち、コンクリートの配合、型枠、コンクリートの打設方法、目地工の施工方法及び表面仕上げ方法等についての施工計画書を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。

## 1.3 計測工 [対象 有・対象 無]

1. 請負者は、計測工Aの実施に施工に先立ち、作業工程、機械器具、測定及び試験方法についての計画書を監督員に提出し、その承諾を得なければならない。  
また、地山条件に応じ、計測工Bの必要が生じた場合は協議を行い、その経費は変更契約できるものとする。
2. 計測工の結果は速やかに監督員に報告し、その承諾を得なければならない。